

生活保護

受給者は後発薬服用

厚労省検討 理由なく拒否は指導

厚生労働省は19日、生活保護の医療費（医療扶助）を抑制するため、受給者に価格の安いジェネリック医薬品（後発薬）の服用を基本とする方向で検討に入った。特別の理由がなく拒否した場合には、福祉事務所の保健指導の対象にする。

一方で、現在無料になっている医療費の一部自己負担化については、必要な受診を抑制する恐れがあるとして見送る方向だ。生活保護費の総額は2012年度当初予算で3兆7千億円。うち医療費は半分近くを占めており、抑制策が課題となっ

ている。厚労省は昨年4月に通知を出し、医師の判断で後発薬を使用しないよう指示した場合を除き、後発薬をいったん服用させ、服用後に本人の意向を再確認することを基本としている。しかし受給者の後発薬

使用が進んでいないため、後発薬が基本であることを明確化。受給者が拒んだときは尊重するものの、正当な理由がなければ福祉事務所や専門の相談員が指導する。薬局にも後発薬の調剤に努めるよう求める。一部自治体は後発薬の

Q&A

Q 後発医薬品 先発薬（新薬）の特許が切れた後につくられた薬。先発薬と同じ有効成分を含み、同じ効果があるとき、先発薬に比べて開発期間が短いため、価格

が安い。政府は医療費抑制のため普及率を2012年度末までに30%以上（数量ベース）に上げる目標を掲げている。現状は全体が23%（11年5月分）、生活保護受給者が21%（11年6月分）で、受給者の使用率が低い。

使用義務化を求めているが、厚労省は医師の処方に関する裁量を侵害する可能性があり、患者の医薬品選択の権利も奪いかねないとして否定的な見解を示している。

田村憲久厚労相は「事